

新旧対照表〔2023 年 6 月 1 日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

サービス名称	いいだのでんき	BIGLOBEでんき	UQでんき	じぶんでんき
料金プラン	いいだのでんきM（中国D）	BIGLOBEでんきM（中国D）	UQでんきM（中国D）	じぶんでんきM（中国D）
新旧対照表	〔1〕〔2〕	〔1〕〔3〕	〔1〕〔4〕	〔1〕〔5〕

サービス名称	グランパスでんき、モンスターでんき、四季でんき、SKE48でんき、Pontaでんき、ANAでんき、ARUHI でんき、よみぼでんき、ピクシブでんき プラン、JAFでんき、ペルソナでんき、でんきクラブ（タカシマヤコース）、ゆめカードでんき、グローバルポイントでんき、めぶき d e でんき、NC でんき、Vポイントでんき、わくわくでんき、J:COM提携電力
新旧対照表	〔1〕〔6〕

〔1〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
でんき契約約款（中国電力・auEL） 2023 年 4 月 1 日実施 中国電力株式会社 au エネルギー & ライフ株式会社	でんき契約約款（中国電力・auEL） 2023 年 6 月 1 日実施 中国電力株式会社 au エネルギー & ライフ株式会社
3 定義 次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (8) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	3 定義 次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (8) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔2〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 この料金表の契約種別は、いいだのでんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。			1 契約種別 この料金表の契約種別は、いいだのでんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	647.88 円 (712.66 円)
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.84 円 (32.82 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.91 円 (39.50 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.84 円

		(30.25 円)				(41.62 円)	
11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$ (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額				11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0406$ $\beta = 0.0992$ $\gamma = 1.1994$ (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額			

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.680 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

	$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。 ロ 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr></table>			税抜額（税込額）	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）
		税抜額（税込額）								
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）								
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）								
(3) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	(4) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。									
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。									

〔3〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 この料金表の契約種別は、BIGLOBE でんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。			1 契約種別 この料金表の契約種別は、BIGLOBE でんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	647.88 円 (712.66 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.84 円 (32.82 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.91 円 (39.50 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.84 円

		(30.25 円)				(41.62 円)	
11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α = 0.1543 β = 0.1322 γ = 0.9761 (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (26,000 円 − 平均燃料価格) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 26,000 円) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額				11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α = 0.0406 β = 0.0992 γ = 1.1994 (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 80,300 円) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額			

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.680 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

	(離島平均燃料価格－ 79,300 円) × $\frac{\square\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。 □ 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。 <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr></table>			税抜額（税込額）	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）
		税抜額（税込額）								
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）								
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）								
(3) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	(4) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。									
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。									

〔4〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 この料金表の契約種別は，UQ でんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は，3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は，13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。			1 契約種別 この料金表の契約種別は，UQ でんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は，3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額，12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)	最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	647.88 円 (712.66 円)
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.84 円 (32.82 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.91 円 (39.50 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ	27.50 円		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ	37.84 円

	き	(30.25 円)			き	(41.62 円)	
(略)				(略)			
13 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$ (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略)				13 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0406$ $\beta = 0.0992$ $\gamma = 1.1994$ (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$			

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.680 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

（略）

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第

	1 位で四捨五入いたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(1)ハに準じます。 ロ 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr></table>			税抜額（税込額）	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）
		税抜額（税込額）								
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）								
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）								
(3) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	(4) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。									
附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。									

〔5〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 この料金表の契約種別は、じぶんでんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。			1 契約種別 この料金表の契約種別は、じぶんでんきM（中国D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)	最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	647.88 円 (712.66 円)
	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)		15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	29.84 円 (32.82 円)
電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)	電力量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	35.91 円 (39.50 円)
	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27.50 円		300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	37.84 円

		き	(30.25 円)			き	(41.62 円)	
11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α = 0.1543 β = 0.1322 γ = 0.9761 (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (26,000 円 − 平均燃料価格) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 26,000 円) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額				11 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格 = A × α + B × β + C × γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α = 0.0406 β = 0.0992 γ = 1.1994 (略) ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 − 80,300 円) × $\frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ (略) 二 燃料費調整額				

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.680 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金に適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	離島ユニバーサルサービス調整単価 = $(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$ (ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。 ロ 離島基準単価 離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr></table> (4) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は、(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。			税抜額（税込額）	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）
		税抜額（税込額）								
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）								
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）								
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。									

〔6〕■ でんき契約約款（中国電力・auEL）料金表

改定前（旧）			改定後（新）		
1 契約種別 この料金表の契約種別は、プランM（中国D）（以下「プランM」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量に基づき次によって算定された金額および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。			1 契約種別 この料金表の契約種別は、プランM（中国D）（以下「プランM」といいます。）といたします。 （略） (4) 料金 料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量に基づき次によって算定された金額、10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。		
		税抜額 (税込額)			税抜額 (税込額)
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	492.79 円 (542.06 円)	最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	647.88 円 (712.66 円)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 (21.45 円)	電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.84 円 (32.82 円)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 (28.13 円)		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.91 円 (39.50 円)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円 (30.25 円)		300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.84 円 (41.62 円)

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

(略)

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

(略)

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に、(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(略)

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整

単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.680 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 α 、 β および γ は、以下のとおりといたします。

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

	(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。 ロ 離島基準単価 離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 <table><tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr></table>			税抜額（税込額）	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）
		税抜額（税込額）								
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	0.015 円（0.017 円）								
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）								
(3) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	(4) 燃料費調整単価等の揭示 auEL は，(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。									
附 則 この料金表の実施期日 この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 この料金表の実施期日 この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。									